

特許取得事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

知的財産の保護又は活用の推進を図ることにより、発明や考案、他事業者の参入対策を奨励するため、事業者の実施する特許の出願等を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
日本国特許庁への特許の出願又は出願審査請求	事業者	1 中小企業者であること。 2 市内において引き続き6月以上事業を営んでいること又は春日井商工会議所の推薦を受けていること。 3 特許の出願又は出願審査請求を行う者であること。 4 事業活動のため、特許の出願又は出願審査請求を行っていること。 5 出願又は出願審査請求の手続きを、必要な資格を有する者に依頼し、手数料等の支払いが生じていること。 6 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。 7 みなし同一事業者間での事業でないこと。

- ※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。
- ※ 中小企業者とは、中小企業基本法上の中小企業者をいう。
- ※ 国・県等の補助金と併用することはできない。
- ※ みなし同一事業者とは、代表者及び住所が同じ事業者、主要株主及び住所が同じ事業者並びに資本関係にある事業者をいう。
- ※ みなし同一事業者間での事業とは、みなし同一事業者への依頼をいう。

3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
対象経費に100分の50を乗じて得た額以内	1の事業につき10万円（共同出願の場合は各10万円）かつ1の年につき50万円	1 特許の出願及び出願審査請求に係る手数料 2 必要な資格を有する者に支払った特許の出願又は出願審査請求に係る手数料相当額並びに報酬（成功報酬を除く。）及び経費

- ※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。
- ※ 1の申請に複数の事業を含む場合にあっては、その申請に対する助成金の額は、それぞれの事業に対し算定した助成金の額の合計とする
- ※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

交付申請期限
特許の出願日又は出願審査請求日から90日以内

- ※ 1の申請に複数の事業を含む場合は、それぞれの事業の特許の出願日又は出願審査請求日のうち最も早い日から90日以内が申請期限
 例：事業A（4月10日出願）、事業B（5月10日出願審査請求）をまとめて申請する場合

合、申請期限は4月10日から90日以内

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類	
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第6号様式】
	事業内容報告書	【市様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
	交付申請時アンケート調査	【市様式】
	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	受領書の写し	
	特許の出願書類一式	事業内容報告書の記載内容が確認できるもの
	請求書又は契約書の写し	左記がない場合は、見積書などの、事業の投資内容を証する書類の写し
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し
	春日井商工会議所の推薦書	6月以上市内において営んでいない場合のみ
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	助成金請求時の提出書類	備 考
請求書	【第13号様式】	
助成金交付決定通知書の写し		

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和62年春日井市規則第19号）別表第3（第5条関係）に定める特許取得事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課	
電 話	0568-85-6247
F A X	0568-84-8731
メー ル	kigyoo@city.kasugai.lg.jp